

令和8年度

桂萱公民館運営推進委員会

第1回会議

日 時 令和8年7月15日（水） 午前10時～

場 所 桂萱公民館 1階 会議室



前橋市桂萱公民館

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ 委員長

3 委 嘱（変更者）

4 公民館運営推進委員会の概要について

5 自己紹介

6 職員紹介

7 議 事

協議事項 1 令和 8 年度 桂萱公民館の概要について

協議事項 2 令和 8 年度 桂萱公民館の経営の基本的事項について

協議事項 3 令和 8 年度 桂萱公民館の事業計画について

協議事項 4 その他

8 閉 会

前橋市桂萱公民館運営推進委員名簿

任 期（令和 7 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 3 0 日）

	氏 名	役 職 名	備 考
委員長	五十嵐 光	桂萱地区自治会連合会長	
副委員長	齋 藤 宗 治	桂萱学習グループ連絡協議会長	
委 員	荻 野 雅 志	前橋市立桂萱中学校長	
〃	篠 田 達 朗	桂萱地区社会福祉協議会長	
〃	黒 岩 清 源	桂萱地区青少年健全育成会長	
〃	鳥 島 雅 彦	桂萱地区民生児童委員協議会長	
〃	岩 田 知 之	桂萱老人クラブ連合会長	R8.4.9 会長就 任、前会長 （委員）は設 楽市郎
〃	吉 岡 一 男	桂萱地区生涯学習奨励員連絡協議会長	
〃	米 岡 輝 和	桂萱地区子ども会育成団体連絡協議会長	
〃	中 里 正 美	桂萱地区保健推進員会長	
桂 萱 公 民 館 運 営 推 進 委 員 数 10名			

桂 萱 公 民 館 の 概 要

1 桂萱公民館管内の世帯数及び人口（令和8年5月末現在）

区 分	世帯数（世帯）	男（人）	女（人）	計（人）
前 橋 市 （前年比）	159,231 （+0.7%）	159,529 （-0.6%）	166,759 （-0.4%）	326,288 （-0.5%）
桂萱地区 （構成比・前年 比）	13,451 （8.5%・+0.4%）	13,780 （8.5%・-0.1%）	14,160 （8.4%・-0.8%）	27,840 （8.4%・-0.4%）

2 施設の現況

建築年度	昭和61年6月移転新築（同年10月1日開館）		
敷地面積	7,062㎡	延床面積	1,559.0㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建て		
駐 車 場	普通車 129台 自転車20台		
部 屋	1階 事務室、印刷室、ホール（269人、体操系は要相談） 会議室（42人）、調理実習室（30人）、図書館分館 2階 造形創作室（30人）、講義室（42人）、 第一和室（15畳）、第二和室（15畳）、第三和室（10畳）		

3 公民館職員

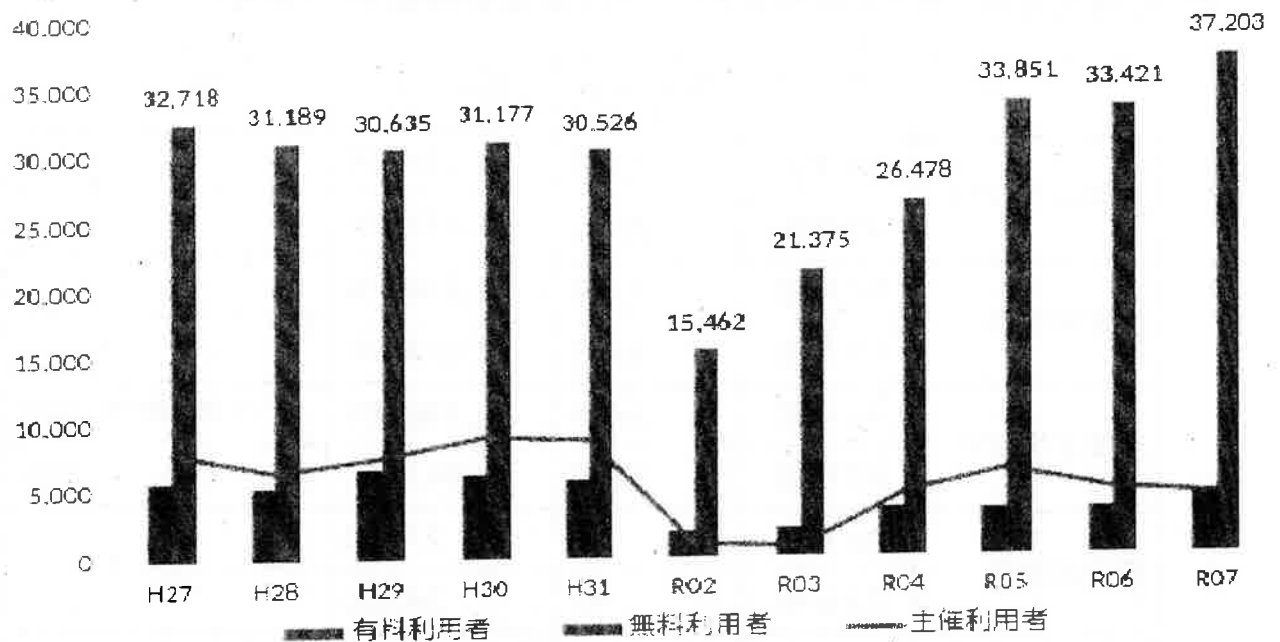
職員数 11人	（内訳） 単位：人
正 規 6人	館長 1、副主任 4、主任 1、地域担当専門員 1、
地域専門員 1人	専門員 1、会計年度任用職員 3
専門員 1人	
会計年度 3人	

4 公民館利用状況

区分	有 料			無 料		主催事業		合 計	
	件数 (件)	金 額 (円)	利用者 (人)	件数 (件)	利用者 (人)	件数 (件)	利用者 (人)	件数 (件)	利用者 (人)
H27	431	268,470	5,807	2,322	32,718	167	8,107	2,920	46,632
H28	416	242,130	5,359	2,353	31,189	187	6,614	2,956	43,162
H29	433	267,630	6,752	2,203	30,635	187	7,724	2,823	45,111
H30	463	235,200	6,347	2,362	31,177	242	9,257	3,067	46,781
H31	526	235,150	5,875	2,225	30,526	264	8,950	3,015	45,351
R02	223	113,860	1,934	1,181	15,462	64	1,008	1,468	18,404
R03	272	123,310	2,159	1,372	21,375	67	703	1,711	24,237
R04	413	209,960	3,597	2,000	26,478	166	4,782	2,579	34,857
R05	379	195,210	3,484	2,134	33,851	201	6,474	2,716	43,815
R06	429	226,530	3,484	2,131	33,421	189	4,964	2,749	42,653
R07	421	215,780	4,468	2,163	37,203	175	4,560	2,759	46,231

※ 重複利用を含む

公民館利用者＋主催事業利用者



5 部屋別の貸出状況(令和7年度)

	第一和室	第二和室	第三和室	造形創作室	講義室	ホール	会議室	調理実習室	合計
件数	291	327	79	353	406	604	397	126	2,583
利用者	1,871	1,819	368	2,790	4,041	18,300	10,952	1,518	41,659
使用料	12,560	25,660	13,210	34,580	26,650	65,980	28,430	8,710	215,780
減免額	67,160	65,980	14,620	117,340	191,590	951,330	185,602	65,760	1,659,382

	第一和室	第二和室	第三和室	造形室	講義室	ホール	会議室	調理室	合計
件数	291	327	79	353	406	604	397	126	2,583
総枠数	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	8,040
R07稼働	28.9%	32.5%	7.8%	35.1%	40.3%	60.0%	39.5%	12.5%	32.1%
R06稼働	28.8%	31.3%	7.7%	31.0%	33.5%	63.5%	44.7%	12.9%	31.7%
R05稼働	28.0%	31.5%	7.5%	28.2%	35.0%	63.6%	41.3%	13.9%	31.2%
R04稼働	29.7%	33.8%	13.5%	29.0%	36.1%	65.0%	41.9%	7.4%	32.1%
R03稼働	26.1%	28.0%	5.3%	29.1%	37.0%	68.7%	34.8%	9.3%	29.8%

6 修繕・備品及び工事関係(R7実績～R8予定)

①樹木剪定 ②図書室分館ガラス交換 ③図書館分館照明器具交換工事 ④講義室照明器具交換工事 ⑤ホール音響機器入替 ⑥図書館分館クラック補修工事(雨漏り) ⑦車椅子修理 ⑧公衆電話修理 ⑨高圧受電設備工事(R7,8) ⑩図書室分館外灯修繕(R8) ⑪和室エアコン洗浄(R8) ⑫ホール舞台照明調光盤入替工事(R8) ⑬第3倉庫の軒裏修繕(R8) ⑭図書室分館の非常誘導灯修繕(R8予定) 他

▶ 証明交付等（サービスセンター業務）関係事務概要（参考）

区 分	年 度	取扱件数 (件)	手数料（円）	備 考
戸籍謄本・抄本	R6 年度	2,126	1,178,500	
	R7 年度	2,042	1,135,000	
住民票関係	R6 年度	3,630	1,270,500	
	R7 年度	3,009	1,053,150	
印鑑登録証明	R6 年度	3,418	1,196,300	うち印鑑登録件数 208件
	R7 年度	2,839	993,650	" 208件
身分証明等	R6 年度	78	27,300	
	R7 年度	98	34,300	
市税証明	R6 年度	2,037	436,800	うち無料分 789件
	R7 年度	1,535	386,400	" 431件
マイナンバー	R6 年度	1,032	無料	
	R7 年度	31	無料	
住民異動	R6 年度	353 (334)	無料	転出・転入・転居業務 (国保、介護、福祉医療等)
	R7 年度	409 (153)	無料	
合 計	R6 年度	12,321	4,109,400	一日あたり 56件程度
	R7 年度	9,963	3,602,500	" 41件程度

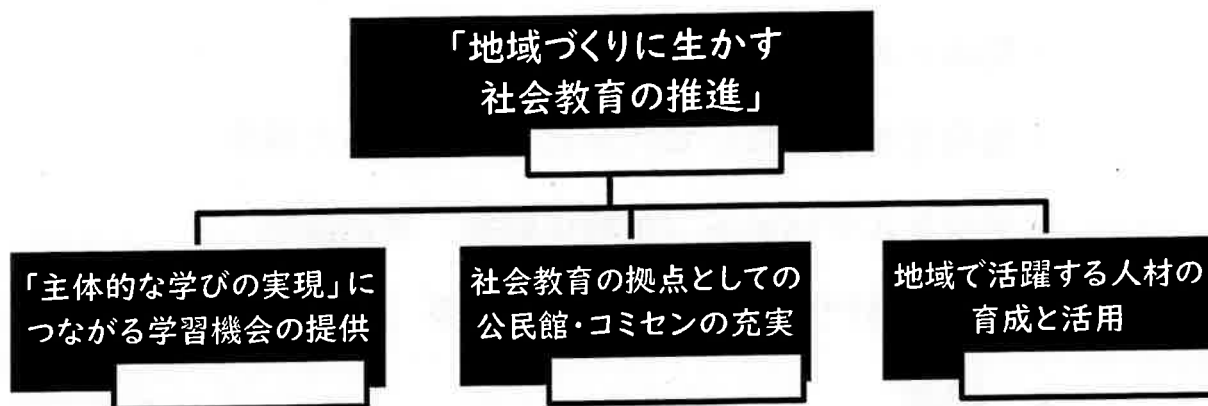
※ 住民票、印鑑証明、所得証明は、マイナカードを使用してコンビニで取得できるものもある。

令和8年度 経営の基本的事項

館名 桂萱公民館

1 経営の方針

本館の経営にあたっては、第3期前橋市教育振興基本計画に基づき、桂萱地区の教育的な観点から地域づくりへの貢献を最上位の目標に掲げ、以下に示す3つの視点から充実を図る。



2 本年度の重点施策と目標(市内公民館共通)

施策[1] 主体的な学びの実現につ なげる学習機会の提供	施策[2] 公民館・コミュニティセンタ ーの充実	施策[3] 地域で活躍する人材の 育成と活用
目標① 家庭教育事業の充実 ・子育てに関する知識、ふれあい、 交流、リフレッシュを図る。 ・地域全体で支援する意識の向上の ための講座。	目標① 社会教育事業の充実 ・地域課題や学習ニーズをとらえた 講座の充実 ・動画配信、オンライン講座等	目標① 学びの成果の地域還元 ・市民ボランティア活動の充実 ・市民講師による講座の充実 目標② 青少年の育成推進 ・高校生同士や大学生等の交流事 業や体験活動の充実
施策[4] 個人と社会のウェルビー イングをつなぐ教育環境づくり ・公民館の適正な維持管理と長寿命 化に基づく改修の実施		

3 桂萱公民館としての事業運営方針

- ・人口約3万人のこの地区には多くの潜在的学習課題や学習要求があることは、近年の事業実施に際して把握できている。ついては、経営方針を掲げた事業運営を広範囲にわたり継続し、自主事業の事業数を維持する努力を続けていく。あわせて、様々な団体組織などと連携して実行委員会的な協働事業に取り組んでいく。今まで以上に、公運推委員をはじめ、各分野の有識者に助言をもらいながら、事業運営を進める必要があると考えている。同時に職員のスキルアップも図る。

4 今年度の重点的な取り組み

- ・従来型事業の継続 ⇒ 学習ニーズに即した講座数の確保
諸団体と連携して参加者を確保
- ・新しい公民館事業の諸研究 ⇒ 主体的な学びの継続・再投入
地域学習コンテンツの集積と活用
デジタル活用系事業の実施

桂萱の強みを活かした取り組み

具体的には、

●公民館講座・事業

▶ 主体的な学び

- ・ 動画と来館の組み合わせによる事業
- ・ 普段足を運ばない世代などを対象とした講座
- ・ デジタルデバイド（情報化弱者）解消講座
- ・ 大学や専門学校などとの連携事業

▶ 拠点

- ・ 動画による地域紹介、地域活動支援に結び付くもの
- ・ 公民館ロビーを活用した紹介事業
- ・ 人口に応じた講座や行事数の確保（シニア・青少年含む）
- ・ 日常に感じることができる人権感覚を磨く講座

▶ 地域人材

- ・ 地区高校生の参加や講師となる事業
- ・ 学習グループなどの会員や地区住民が講師となる講座
- ・ ボランティア活動を理解してもらう事業

●団体活動支援・実行委員会事業

- ・ 利用学習グループ支援
- ・ 健全育成団体支援
- ・ スポーツ協会活動支援
- ・ 自治会関係団体（地域づくり、社協など）との連携共催事業

令和 8 年度 公民館関連社会教育事業行事予定

月	行 事 名
4	・スポーツ協会総会（13日）・各種団体総会（17日） ・桂萱学習グループ連協 代表者会議（24日） ・各学級、講座の開設準備 《ロビー》伝統工芸品（五月人形）展示（20日～5/6まで）
5	・のびゆくこどものつどい・ふれあいのひろば（10日） ＜子育て支援＞子育て支援講座～子育てを楽しく見守る～（13日） ＜自主学習グループ支援＞野外研修（13日） ・桂奨連総会（19日） ・スポーツ協会 スマイルボウリング大会（24日）
6	＜家庭教育学級＞子育てセミナー運営委員会 ＜公民館DX＞スマホ教室（11日） ・自主学習グループ連協 前期公民館清掃（14日） ＜自主学習グループ支援＞ゆかた教室（第1回：17日） ・スポーツ協会 ソフトバレーボール大会（21日） ＜共生社会・人権・多様性＞《ロビー》人権七夕飾り（6/19～7/7）及び人権啓発パネル展示
7	＜自主学習グループ支援＞公民館自主学習グループ活動見学・体験月間（1～31日） ＜自主学習グループ支援＞ゆかた教室（第2回：1日） ＜育成・インリーダー研修＞インリーダー講習会・育成指導者講習会（5日） ・第1回公民館運営推進委員会（15日） ＜少年教室＞サマーチャレンジスクール（7月～8月 計8種類の9講座、うち囲碁将棋講座は5回開催予定）
8	＜読書普及活動＞ Blind Date with a Book（本とのブラインドデート）（～11月）
9	＜家庭教育学級＞わいわい子育てセミナーベビーA（4回 9/28, 10/8・15・22日） ＜少年教室＞多様な学びの日 中学生向け「工作&料理教室」（13日） ・スポーツ協会 ソフトボール大会（13日） ＜共生社会・人権・多様性＞《ロビー》手をつなぐ作品展&地域活動支援センター（9/25～10/6）
10	・地区市民運動会（4日） ＜家庭教育学級＞わいわい子育てセミナーキッズ（4回 10/26・11/5・12・20日） ・前橋のこどもを明るく育てる活動地区発表会 ・＜ウェルビーイング・健康・生きがい＞夫婦2人の未来設計カフェ（16日） ・スポーツ協会グラウンドゴルフ大会（25日） ＜家庭教育学級＞わいわい子育てセミナーキッズ（4回 10/26・11/5・12・20日）

月	行 事 名
1 1	・地区文化祭（10/31～11/1、一部 10/24） ＜ウェルビーイング・健康・生きがい＞いきいきシニアスクール（3回 9・17・25・30 日予備日） ＜ウェルビーイング・健康・生きがい＞「書いて元気に！心と脳を整える筆跡診断」（9 日） ＜公民館 DX＞スマホ教室（1 2 日） ・スポーツ協会レディースバレーボール大会（2 3 日） ＜子育て親子支援＞ベビープログラム（4 回）※会場：城南公民館
1 2	＜世代間・地域交流＞わくわく交流公民館であ～そぼ（6 日） ・子ども会書画展表彰式（6 日）《ロビー》書画展示（11/23～12/6） ＜少年教室＞多様な学びの日 中学生向け「クリスマスを楽しむ講座」（1 2 日） ・スポーツ協会卓球大会（1 3 日） ＜学び合い＞冬の星空観察会（1 8 日） ＜家庭教育学級＞わいわい子育てセミナー参加者限定：クリスマス会（1 9 日） ・自主学習グループ連協 後期公民館清掃（2 0 日） ＜自主学習グループ支援＞クリスマスコンサート（2 2 日）
1	＜生涯学習奨励員研修＞生成AI講座（6 日） ・令和 9 年度 部屋利用減免申請説明会（2 2 日）
2	＜自主学習グループ支援＞公民館自主学習グループ活動見学・体験月間（1～28 日） 《ロビー》伝統工芸品（ひな人形）展示 ・桂子連福祉施設訪問（2 0 日）
3	・第 2 回公民館運営推進委員会（中旬） ＜世代間・地域交流＞幸せエピソードシリーズ第 7 弾 作品展示（5～24 日） ・団体監査会（1 7 日）
定例	・公民館報桂萱の発行（毎月 1 日）

令和8年度 桂萱公民館主催事業

	事業名	対象	内容・ねらい等
子育て・親子支援事業	1 わいわい子育てセミナー 家庭教育学級	・子育て世代の親子 どもの対象年齢 0～3歳児	・子育て世代の親を対象に、家庭教育に関わる学習や地域住民・団体との連携や交流を通して、子育ての不安や孤独感を和らげ、子育て世代が地域に参加する機会に結び付ける。
	2 子育て支援講座	・ボランティア団体及び 地区住民	・子育て世代を応援する役員向けの講座 ・地域全体で家庭教育に取り組む講座
青少年体験・チャレンジ活動	3 サマーチャレンジ スクール	・小学生 ・中学生	・様々な体験活動を通して、心身の健やかな育成と仲間づくりを図る。 ・異なる学校・学年・地区の子どもと活動を通して楽しみながら仲間づくりを図る。
	4 多様な学びの日	・中学生	・学校の部活動休止日に合わせ、多様な学びに繋がる体験活動に出会う機会を設ける。
	5 インリーダー講習 会・育成指導者講習 会	・小学生 ・育成指導者	・子ども会を自主運営できるリーダーを養成するための研修を実施するとともに、子どもを指導・援助する育成指導者講習会を開催し、地域で子どもを育てるための一助とする。
奨励員活動	7 生涯学習奨励員 活動支援	・地区生涯学習奨励員 ・自治会長	・地区生涯学習奨励員及び自治会長を対象に生涯学習活動を充実するための経験交流や地域学習を行い各自治会活動に活かしてもらう。
グループ支援	8 自主学習グループ 支援事業	・住民	・公民館を利用する学習グループを対象に、活動支援につながるための研修の実施。 ・グループ会員の増員を目的とした講座
人生100年時代の学び	9 いきいきシニア スクール	・地区内60歳以上の 高齢者 (60歳未満の希望者 も参加可)	・高齢社会の中で、生き甲斐のある生活が送れるような生活態度を身につけることや地域社会の諸活動に進んで参画する意欲を高めるため、集団的に学び活動する。老人クラブ協働
	10 ウェルビーイング・ 健康・生きがい、世代間・ 地域交流、共生社会・人 権・多様性、読書普及、 持続可能な暮らしと文化	・一般成人 ・学生(小学生～)	・地域課題、生活課題、今日的課題に関する多様な学習要求を踏まえた講座を通じて、地域の活性化及び社会教育の充実を図る。 ＜ユーチューブ動画＞ ＜ロビー展示＞も含む
11	地区文化祭	・地区内全住民 ・自主学習グループ	・地区内で学習文化活動に取り組む住民・グループ・団体等が一堂に会し、それぞれの学習成果を発表し合うなかで互いの交流を深め、また、地域文化への興味や関心、意識を高め、住みよい地域づくりに寄与する。
12	情報提供事業 公民館DX事業	・地域全住民 ・情報弱者解消	・公民館活動、地区行事、学校行事等、様々な地域情報を公民館報により提供する。また、市、地区、町の話題などをホームページやインスタグラム等を通して提供する。 ・デジタルデバイド対応講座の実施

資 料 編

- 1 前橋市公民館条例
- 2 前橋市公民館運営審議会規則
- 3 前橋市公民館運営推進委員会規則
- 4 第3期前橋市教育振興計画（概要版）
- 5 桂萱学習グループ一覧表（令和8年度）
- 6 公民館報桂萱（別紙）

○前橋市公民館条例

昭和30年3月28日
条例第24号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条の規定により前橋市に公民館を設置する。

(目的)

第2条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称、位置及び対象区域)

第3条 公民館の名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
前橋市中央公民館	前橋市本町二丁目12番1号	全市域
前橋市上川淵公民館	前橋市後閑町35番地	前橋市支所及び出張所設置条例(昭和42年前橋市条例第23号。以下「設置条例」という。)別表に定める上川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市上川淵公民館 上北分館	前橋市中内町7番地4	西善町 山王町 山王町一丁目 山王町二丁目 中内町 東善町
前橋市下川淵公民館	前橋市鶴光路町701番地	設置条例別表に定める下川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市芳賀公民館	前橋市鳥取町817番地	設置条例別表に定める芳賀市民サービスセンターの所管区域
前橋市桂萱公民館	前橋市上泉町141番地3	設置条例別表に定める桂萱市民サービスセンターの所管区域
前橋市東公民館	前橋市箱田町543番地1	設置条例別表に定める東市民サービスセンターの所管区域
前橋市元総社公民館	前橋市元総社町三丁目1番地1	設置条例別表に定める元総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館	前橋市総社町総社1583番地2	設置条例別表に定める総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館 桜が丘集会所	前橋市総社町桜が丘1208番地9	総社町桜が丘
前橋市南橋公民館	前橋市日輪寺町158番地	設置条例別表に定める南橋市民サービスセンターの所管区域
前橋市清里公民館	前橋市青梨子町339番地	設置条例別表に定める清里市民サービスセンターの所管区域
前橋市永明公民館	前橋市上大島町930番地1	設置条例別表に定める永明市民サービスセンターの所管区域
前橋市城南公民館	前橋市二之宮町1320番地	設置条例別表に定める城南支所の所管区域
前橋市大胡公民館	前橋市河原浜町480番地	設置条例別表に定める大胡支所の所管区域
前橋市宮城公民館	前橋市鼻毛石町1711番地8	設置条例別表に定める宮城支所の所管区域
前橋市宮城公民館 鼻毛石集会所	前橋市鼻毛石町647番地6	鼻毛石町
前橋市粕川公民館	前橋市粕川町西田面194番地4	設置条例別表に定める粕川支所の所管区域
前橋市粕川公民館 込皆戸集会所	前橋市粕川町込皆戸129番地1	粕川町込皆戸
前橋市粕川公民館 膳集会所	前橋市粕川町膳219番地2	粕川町膳
前橋市富士見公民館	前橋市富士見町田島866番地1	設置条例別表に定める富士見支所の所管区域

- 2 前橋市中央公民館は、全市域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館に行うことが不相当と認められる事業を行う。
(昭41条例34・昭42条例27・昭43条例27・昭45条例35・昭45条例65・昭46条例41・昭47条例26・昭48条例22・昭49条例54・昭50条例19・昭53条例7・昭56条例37・昭56条例55・昭57条例7・昭58条例20・昭58条例26・昭59条例6・昭61条例34・平元条例2・平2条例23・平12条例50・平16条例19・平18条例2・平18条例35・平19条例47・平20条例48・平23条例2・平23条例32・平26条例59・平28条例58・一部改正)
(管理)
- 第4条 公民館は、前橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。
(昭48条例22・平17条例44・一部改正)
(職員)
- 第5条 公民館に次の職員を置く。
(1) 館長 1人
(2) 主事 若干名
(3) その他の職員 若干名
(昭58条例20・平8条例11・一部改正)
(職員の任免及び身分)
- 第6条 公民館職員の任免は、教育委員会が行う。
- 2 公民館職員の給与、服務その他必要な事項については、別に法律、命令等により特に規定された事項を除き、教育委員会事務局職員の例による。
(運営審議会及び運営推進委員会)
- 第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を前橋市中央公民館に置く。
- 2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。
(平12条例5・一部改正)
(審議会の委員の定数)
- 第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。
(平8条例11・平12条例5・平24条例17・一部改正)
(審議会の委員の委嘱)
- 第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
(1) 学校教育及び社会教育の関係者
(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
(3) 学識経験のある者
(平24条例17・追加)
(審議会の委員の任期)
- 第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 審議会の委員は、再任されることができる。
(昭44条例23・平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第9条繰下・一部改正)
(経費)
- 第11条 公民館の維持運営に要する経費は、一般市費、補助金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。
(昭44条例23・旧第11条繰上、平24条例17・旧第10条繰下)
(規則への委任)
- 第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。

(昭44条例23・旧第12条繰上、平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

《 附 則 中 略 》

附 則(平成28年9月13日条例第58号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第22号で平成29年4月1日から施行)

附 則(令和3年12月17日条例第51号)

この条例は、令和4年5月16日から施行する。

附 則(令和5年3月31日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営推進委員会規則

昭和37年11月1日
教育委員会規則第8号

改正 昭和49年4月30日教委規則第7号
平成12年3月27日教委規則第13号
平成13年5月28日教委規則第3号
平成24年3月23日教委規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、前橋市公民館条例(昭和30年前橋市条例第24号)第7条第2項により設置される前橋市公民館運営推進委員会(以下「推進委員会」という。)について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

(定数及び委嘱)

第3条 推進委員会の委員の定数は10人以内とし、前橋市公民館条例第9条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

(昭49教委規則7・平12教委規則13・平13教委規則3・平24教委規則6・一部改正)

(運営)

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則(昭和30年教育委員会規則第27号)の例によるものとする。

(委任)

第5条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 前橋市公民館支館運営推進委員会規則(昭和30年教育委員会規則第28号)は、廃止する。

附 則(昭和49年4月30日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日教委規則第13号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月28日教委規則第3号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日教委規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○前橋市公民館運営審議会規則

昭和30年6月13日
教育委員会規則第27号

改正 昭和37年11月1日教委規則第7号

(目的)

第1条 前橋市公民館条例(昭和30年前橋市条例第24号)第7条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第2条 審議会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第6条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年11月1日委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

第3期前橋市教育振興基本計画 【概要版】

01「前橋市教育振興基本計画」について

1 計画改訂の趣旨と位置づけ

- 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく計画
- 計画期間：6年間 令和5年度（2023年度）から令和10年度（2028年度）まで
- 第七次前橋市総合計画の行動指針を踏まえて計画を策定

2 教育をめぐる本市の状況

人口減少、少子高齢化、外国人の増加など多様化の進展

多様な人がお互いの良さを認め合うウェルビーイングの理念を実現する共生社会の形成や、人生100年時代において、学び直しや学び続けることができる場と機会の提供が求められています。

ICT技術の更なる進化やデジタル化など、変化が激しく予測困難な Society5.0 時代の到来

ICTを主体的に使う力、他者との対話を大切にしながら課題を解決していく力の育成が求められています。

子供や子育てをめぐる環境の変化

体験活動や異年齢間交流の減少、経済的貧困・ヤングケアラーなど、子供や子育てをめぐる環境の変化に伴う問題に対して関係機関、地域や企業と連携した取組・支援が求められています。

新学習指導要領の実施、GIGAスクール構想、「令和の日本型学校教育」の構築など、学校教育の転換期

社会に開かれた教育課程の実現、ICT技術の活用等を通じた教職員の多忙化解消、地域や企業等と連携した取組などが求められています。

教育施設の老朽化、文化財の保護と活用

対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換、施設の長寿命化や財政負担の平準化が求められています。また文化財については、活用に向けた着実な調査・整備と専門的知見を有する人材の育成が求められています。



前橋の教育が目指す人間像を育成するための4つの指針と視点

第2期計画から考え方を引き継ぐ4つの「指針」（個を伸ばす）（認め合う）（創り出す）（未来へつなぐ）と教育をめぐる本市の状況を踏まえて定める「視点」は、次のとおりです。4つの「指針」と「視点」は、目指すべき人間像の育成にあたり、それぞれ関連し合うものと考えます。



視点 個性を伸ばす学びの充実

前橋で学ぶすべての人が、学ぶ喜びを実感しながら個性や感性を伸ばし、人生100年時代を主体的に学び続けることができる場と機会を提供します。



視点 多様性を認め合う学びの充実

ウェルビーイングの向上を目指し、年齢、性別、国籍、障害の有無、LGBTなど、多様な個性や価値観を認め合う寛容さと、共に支え合う社会性を育むことができる場と機会を提供します。



視点 新たな価値を創造する学びの充実

急速に変化する社会（Society5.0）をたくましく生き抜くために、多様な人と協働しながら、持続可能な社会を主体的に創る力を育むことができる場と機会を提供します。



視点 市民としての誇りを継承する学びの充実

前橋で暮らす、すべての人が、リアルとデジタルを融合した学びの中で自然や文化・歴史を再認識し、郷土を愛する心と未来を考える力を養う場と機会を提供します。

02「第3期前橋市教育振興基本計画」が目指すもの

「第3期前橋市教育振興基本計画」は、本市の教育の大綱で定める前橋の教育が目指す人間像「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」を育むための計画です。



多様な人と協働しながら、
主体的・創造的に社会を創る人



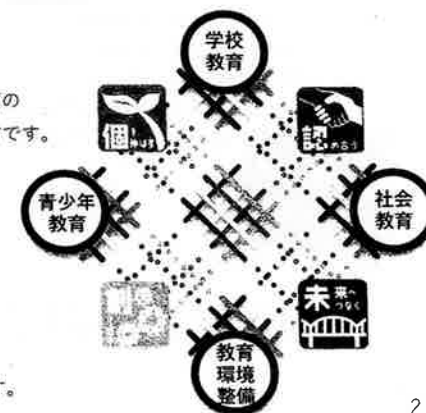
◆ 目指す人間像の育成イメージ

4つの指針は、学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備のそれぞれの分野において、施策に取り組む際の基本となる考え方で、

4つの指針を踏まえて、各分野の施策に取り組むことにより、4つの指針と4つの分野が関連し合い、経系と緯系で織りなされる織物のように、目指すべき人間像が育成されるものと考えます。

県都前橋 生糸のまち 県都前橋 教育のまち

歴史を引き継ぎながら、新しい社会に向けた教育に取り組めます。



分野別 基本理念 及び 基本方針

学校教育



基本理念 生きる力を育む学校教育の充実

基本方針

- | | | |
|-----------|---|---------------------------|
| (1)義務教育 | 効果的・効率的な学校経営に向けた体制づくりなど
「生きる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感できるなど | 学校力を高める学校経営
魅力あふれる教育活動 |
| (2)高校教育 | 教職員の資質・能力の向上や組織的な生徒指導の充実など
学習と部活動の両立や様々な可能性を引き出す進路指導など | 学校力を高める学校経営
魅力あふれる教育活動 |
| (3)幼児教育 | 豊かな感性や思考力・判断力・表現力を育むなど | 保育の充実を目指す幼児教育の推進 |
| (4)特別支援教育 | 自立や社会参加に向けた主体的な学びなど | 特別支援教育及び教育相談機能の充実 |
| (5)教職員育成 | 将来に向けた指導的な役割を担う人材育成など | 教職員研修、実践的研究機能の充実 |

青少年教育



基本理念 人間性豊かな青少年の育成

基本方針

- | | | |
|--------------|---|-----------------------------------|
| (1)地域健全育成 | 地域や家庭、学校の連携・協働による
子供が主体となった活動の支援など
多様な文化への関心や理解を高めるための | 地域健全育成活動の充実
国際理解教育活動の充実 |
| (2)生徒指導と教育相談 | いじめの防止や多様化・複雑化した不登校への対応など | 学校の健全育成活動と、
子供をめぐる問題解決への支援の充実 |
| (3)体験的な学び | 子供たちの安全意識と知的好奇心を育てる
新たなプログラムの作成など
多様な体験活動の創出による
主体的に生きる力と心豊かな子供の育成など | 交通安全・天文・環境教育の充実
科学・文化芸術教育活動の充実 |

社会教育



基本理念 心豊かな前橋の文化の創造

基本方針

- | | | |
|---------|---|---|
| (1)生涯学習 | 地域課題や市民ニーズに対応した魅力ある学びの場の提供など
個々の学習成果を社会へ還元できる仕組みづくりなど
個の学びを地域に還元し、前橋の人や価値を未来へ継承する | 「主体的な学び」の継続につながる
学習機会の提供
公民館・コミュニティセンターの充実
地域で活躍する人材の育成と活用 |
| (2)図書館 | 多様な学習要望への対応や子供の主体的な読書活動など | 知的活動を支援する図書館の充実 |
| (3)文化財 | 新たな前橋の魅力の発見など | 未来へつなぐ文化財等の保護と活用 |

教育環境整備



基本理念 「学び」「創造」「交流」の場としての
教育環境づくり

基本方針

- | | | |
|-----------|-------------------------|-------------------------------|
| (1)教育施設整備 | 安全性と環境への配慮など | 個人と社会のウェルビーイングを
つなぐ教育環境づくり |
| (2)学校給食 | 安全・安心でおいしい学校給食の安定的な供給など | 子供たちの健やかな成長を育む
学校給食の充実 |
| (3)教育振興基金 | 前橋の学びの未来を支える | 市民や企業からの支援による
教育振興基金の充実 |

03 具体的重点施策

第3期計画は、計画と具体的施策の関連性を明確にし、実効性のある計画とするため、施策、具体的取組及び計画最終年の目標指標を記載しています。記載する施策は、第3期に重点的に取り組む施策です。ここでは、代表的な施策を記載しています。

学校教育

施策の目標 学び続ける力の育成

施策 (No.4) 主体的・対話的で深い学びの実現

ICTを活用した新たな価値を見出す授業づくりの推進

具体的取組 ●「教育課程編成・実施の手引き」や「『指導と評価の一体化』のための学習評価のポイント」に基づく授業づくりや学習評価に対する助言の充実 など
目標指標 学校評価アンケート「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業の推進」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した教職員の割合

R3年度 87.8% R10年度 90%

児童生徒が主体となる授業



青少年教育

施策の目標 学校支援体制の充実と問題行動の防止

施策 (No.22) 児童生徒に寄り添った校内支援体制の充実

具体的取組 ● スクールアシスタントやオープンドアサポーター、スクールロイヤーなどの人材を活用した学校支援体制の充実
● SOSの出し方に関する教育の普及・啓発の推進

目標指標 SOSの出し方に関する教育を年1回以上実施した学校の割合

R3年度 未実施 R10年度 100%

スクールロイヤーによる
いじめ防止教育の授業



社会教育

施策の目標 公民館及びコミュニティセンターにおける社会教育事業の充実

施策 (No.29) 地域課題や市民ニーズに対応した多様な魅力ある学びの場の充実

具体的取組 ● 地域課題や学習ニーズを捉えた講座の充実
(健康、食育、安全安心、デジタル活用等)

目標指標 公民館及びコミュニティセンター事業開催回数(年間)

R3年度 627回 R10年度 1,000回

明寿大学



教育環境整備

施策の目標 文化財施設の整備

施策 (No.44) 歴史や伝統文化などの特色を活かした文化財施設の適正な維持管理

具体的取組 ● 県及び市文化財保護指導員によるパトロール及び所有者への指導・助言の推進

目標指標 文化財保護指導員による巡回監視の「A評価」、「B評価」（4段階評価上位2位）の割合

R3年度 91% R10年度 95%

臨江閣



04 計画の進行管理

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく点検及び評価を活用

年度ごとに設定した目標、評価対象年度の実績、計画期間終了後の達成目標の数値を踏まえ、客観的に評価します。評価の際は、施策に対する評価、具体的な改善策及び適切な指標の設定などに学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備分野の学識経験者の知見を活用します。

点検及び評価を通じた施策の振り返り、課題の洗い出しや改善策の検討を行い、PDCAサイクルにより、計画を着実に実行し、本市教育の充実につなげていきます。なお、計画開始から3年を目安に中間評価を行います。

令和8年度 桂萱公民館「学習グループ」一覧表

No.	グループ名	内 容	学 習 日	学習時間	会 費	会員数
1	萱の美会	油 絵	第2・4 月	夜間	月 3,000 円	12
2	桂の会	絵 画	毎週 木	午前	月 4,000 円	15
3	泉水彩クラブ	水彩画	第2・4 金	午前	月 1,000 円	10
4	桂萱七宝クラブ	七宝焼	毎週 金	午前・午後	月 1,200 円	7
5	桂書道クラブ	漢字かな交じり	第1・3 金	午後	月 1,750 円	10
6	桂萱短歌会萱の華	短 歌	第2 水	午前	月 1,200 円	13
7	桂萱着付けサークル	着付け	第1・3 水	午前	月 500 円	4
8	桂萱古文書を読む会	古文書解説	第3 金	午前	年 1,000 円	7
9	コールかやの実	女声三部合唱	第1・2・3 火	午前	月 2,000 円	21
10	桂萱フランス語クラブ	フランス語学習	第1・3 火	午前	月 2,100 円	4
11	睦クラブ	社交ダンス	毎週 金	午前	月 2,000 円	17
12	桂萱囲碁将棋クラブ	囲碁・将棋	毎週 土	午前	年 2,000 円	22
13	上州桂会	八木節 他	毎週 木	夜間	月 2,000 円	10
14	社交ダンス水曜クラブ	社交ダンス	毎週 水	午後	月 2,000 円	8
15	四重色合唱団	混声合唱	第2・3・4 木	夜間	月 1,500 円	11
16	にんじんクラブ	家庭料理	第2 木	午前	月 1,000 円	24
17	桂萱ストレッチ体操クラブ	ストレッチ	月3回 木	午後	月 1,000 円	32
18	かやのみ太鼓	和太鼓	第2・4 火	夜間	月 1,000 円	7
19	桂萱ファミリーハーモニカクラブ	ハーモニカ	第1・2・4 火	午後	月 1,000 円	7
20	アンダンテピアノクラブ	ピアノ	第2・4 木	午前	月 2,000 円	8
21	ケーナサークル鳥と風	ケーナ	毎週 火	午後	月 2,000 円	18
22	式部の会	書 道	第2・4 金	午後	月 2,000 円	8
23	わかばの会	教養学習	第3 木	午前	会員 年 2,000 円 準会員 年 1,000 円	17
24	熟年ピアノクラブ	ピアノ	第1・3 水	午前	月3,000 円	5
25	桂萱読み聞かせの会「はぐはぐ」	読み聞かせ学習	第1・3 土	午前	年 1,000 円	6
26	総合太極拳クラブ	太極拳	毎週 水	午前	年 500 円	25
27	ミュージカルユニットcabo	ミュージカル	不定期	不定	年 10,000 円	13
28	ヨガサークル ガネーシャ	ヨ ガ	毎週 火 (月4回)	午前	月 2,000 円	38
29	フォークダンス土曜会	フォークダンス	毎週 土	午前	年 6,000 円	17
30	ダンスサークル なでしこ	社交ダンス	毎週 金	午後	月 2,000 円	12
31	モンレーヴ	手話学習・手話コーラス	第2・4 土	夜間	月 250 円	7
32	楽陶クラブ	陶 芸	毎週 木	午前・午後	月 1,500 円	12
33	子育てサークル「にこにこ」	子育てサークル	第2・4 土	午後	年 500 円	13
34	健康麻将前橋	健康マージャン	毎週 金	午後	2か月 1,000 円	31
35	健康麻将桂萱	健康マージャン	毎週 水	午後	2か月 1,000 円	43